

移動等円滑化取組計画書

令和3年6月30日

住 所 島根県松江市平成町1751-21
事業者名 松江市交通局
代表者名 交通事業管理者 交通局長 須山 敏之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

当局が保有する乗合バス車両における、2021年3月末時点のノンステップバス導入状況は乗合バス56台中40台、導入率は71.4%となり、国が定める目標値（令和2年度末までに導入率70%）を達成している。引き続き、車両の更新にあたっては、「国土交通省認定標準仕様ノンステップバス」を基本とし、更なるバリアフリー化を図り、2026年までに観光レトロ車両の一部を除く乗合バス車両をノンステップバスに置き換える。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ① 車いす利用者等の障がいのある方に対して、運転士による乗降支援等を行っている。また、聴覚に障がいのある方への支援として、筆談具を常備するとともに、車内にステッカーを掲示し、円滑に乗降できるよう支援を行っている。
引き続き、これらの取り組みを継続する。
- ② 車両では、音声案内及び筆談具を用いたコミュニケーション等の多様な手段によって、運行情報並びに緊急時の情報提供をしており、引き続きこれらの取り組みを継続する。
また、ノンステップバスを利用したことがない車椅子利用者等のために、乗降方法等についてウェブサイト等にて紹介する。
- ③ これまで、新規採用者に対して行っていた車いすの固定方法等の研修について、日本バス協会が作成した「バス車内における車いすの固定について（動画）」を活用し、全乗務員に対して研修を行う。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	ノンステップバスを4台導入する。(2019年度～)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降支援	車いす利用者等の障がいのある方に対して、運転士による乗降支援等を行う。また、聴覚に障がいのある方に対しては、筆談具を常備するとともに、全車両の車内にステッカー「筆談によりご案内いたします」を掲示し、円滑に乗降できるよう支援を行う。(2021年度)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車いす利用者の乗降介助及び乗車方法の周知	車いす等をご利用のお客様が乗降する際には、必要に応じて運転士によるサポートを実施する。 また、車いす利用者の乗車方法について、ホームページに掲載する。(2021年度)

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバスを運行する路線	ノンステップバスの運行時間について、ウェブサイト(バスロケーションシステム)で把握し、問合せに対して対応できるようにする。(2021年度)

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	車いすの固定方法等の研修について、日本バス協会が作成した「バス車内における車いすの固定について(動画)」を活用し、全乗務員に対して研修を行う。(2021年度)

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ポスターの掲示及び車内放送の活用	真に必要な方が円滑に利用できるよう、一般利用者に対して、ポスターの掲示、車内放送等で広報啓発活動を行う。(2021年度)

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・ホームページや電話で寄せられる利用者の意見を局内で共有するとともに、取り組みの改善に活用する。
- ・周囲に病院や福祉施設等が近くにあるバス停に、順次上屋やベンチを設置する。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ 計画書の公表方法

松江市交通局ホームページに掲載

Ⅵ その他計画に関連する事項

車両更新に合わせたバリアフリー化及びバス停への上屋・ベンチの設置については、「松江市交通事業経営健全化計画」に盛り込まれている。

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。